単品スライドの運用手順（減額の場合）

単品スライド計算（発注者による）

【対象工事】
・残工期が２か月以上ある工事
・鋼材類、燃料油、その他原材料の変動額が請負代金の１/100以上変化していると予想される工事

１.単品スライド請求および協議開始日通知

請求日から14日後を協議開始日とする
【発注者】
単品スライドを請求する工事について、受注者に対し**「様式11」**を送付する

7日以内

２.スライド実施・協議開始日の承諾

14日以内

【受注者】
発注者の請求を承諾する場合、**「様式12」**を提出
【発注者】
７日以内に受注者が発注者の請求を承諾しない場合、受注者に対し**「様式13」**により協議開始日の決定通知を実施

３.単品スライドについての協議

14日以内

【受注者】
「様式14」およびこれに応じた資料を提出する
・**様式14**
・対象材料集計表
・鋼材類契約書、軽油契約書等の各対象材料を購入した際の価格（数量および単価）、購入先、購入日等の確認できる資料
・実工程表等の対象材料を搬入または使用した日が確認できる資料
【発注者】
必要書類の審査および単品スライド額の算定
①精査した結果、請負代金額の変更が生じない場合（スライド対象とならない）
「様式15」により協議し、受注者に**「様式17」**（承諾書）の提出を求める
②協議額の提示をする場合（スライド対象となる）
「様式16」により協議し、受注者に**「様式17」**（承諾書）の提出を求める

４.契約変更（精算変更時）

【発注者】
協議開始日から14日以内に承諾が得られない場合（協議が整わない場合）は、**「様式18」**により通知し、精算変更時に契約変更を行う